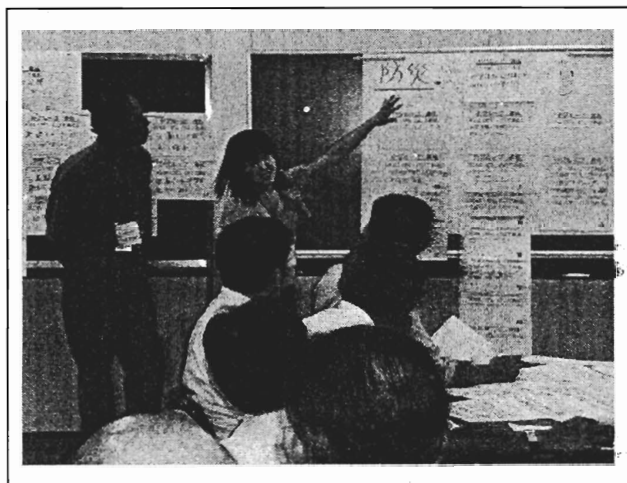


高浜まちづくり協議会 設立総会



日 時 平成21年5月30日(土)
午後7時から
会 場 高浜市役所第2会議室(4階)

高浜まちづくり協議会 設立総会次第

1 開会のことば

2 議 事

第1号議案 高浜まちづくり協議会設立趣旨書（案）について

第2号議案 高浜まちづくり協議会規約（案）について

第3号議案 平成21年度高浜まちづくり協議会事業計画（案）について

第4号議案 平成21年度高浜まちづくり協議会予算（案）について

第5号議案 高浜まちづくり協議会役員（案）について

3 理事長のあいさつ

4 来賓のあいさつ

高浜市長 森 貞 述 様

県議会議員 杉 浦 孝 成 様

市議会議長 磯 貝 正 隆 様

5 閉会のことば

第1号議案 高浜まちづくり協議会設立趣旨書（案）について

高浜まちづくり協議会設立趣旨書（案）

地方分権の時代の到来、世界に類を見ないと言われている少子高齢化の進展は、私たちが住む地域社会にも大きな変革をもたらしています。地方分権社会とは、地域のことは地域で決めて責任を持って実行するという社会であり、問題解決のモデルはあっても、それをそのまま自分の地域に当てはめることはできない、自ら解決の道筋を見出していかななくてはならない社会であり、そのため、これからは「地域でできることは、地域で行う」「地域だけでできないことは、行政と協働して行う」といった考えのもと、地域の自主的・主体的な取組みが重要となってきます。しかし、近年、共働きや核家族化など、その基盤となる家庭や地域を取り巻く環境は、大きく変化してしまいました。

ここ高浜地区は、江戸時代から瓦を中心とする窯業が盛んで「衣浦観音」「土管坂」「大山の大タヌキ」など、景観や文化遺産としてまちなみの中に息づいており、また「大山緑地の千本桜」や「えんちょこ獅子」「おまんこまつり」なども住民共有の財産として、今日まで受け継がれ親しまれています。私たちは、これら先人たちが培った“財”から、知恵と努力を学び、人と人とのつながり、助け合いといった心の豊かさを再生させる「新しい社会」を創り上げていかなければなりません。

青木町、春日町、沢渡町、稗田町の高浜地区の住民や各種団体が、互いに協力し、自治意識の向上を図るとともに「豊かな絆を結び合う愛着と誇りを持てるまちづくり」を目指して、ここに「高浜まちづくり協議会」を設立します。

平成21年5月30日

高浜まちづくり協議会設立準備委員会

会 長 神 谷 利 信

第2号議案 高浜まちづくり協議会規約（案）について

高浜まちづくり協議会規約（案）

地域を通じて生活の場をともにする私たちは、お互いに話し合い、認め合い、豊かな絆を結び合い、誇りを持ち後の世代に残すにふさわしいまちづくりを進めるため、ここにまちづくり協議会として自主的なルールを定める。

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、高浜まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（区域）

第2条 本会の区域は青木町、春日町、沢渡町、稗田町の全域とする。

（事務所）

第3条 協議会の事務所は、高浜市青木町四丁目2番地16に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 協議会は、高浜小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、豊かな絆を結び、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（事業）

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）絆深め合い事業
- （2）防犯事業
- （3）防災事業
- （4）環境美化事業
- （5）その他協議会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

（会員の種別）

第6条 協議会の会員は、次の2種とする。

- （1）正会員 協議会の運営に参画する個人
- （2）協力会員 協議会の趣旨に賛同して、協議会の活動に参加し、支援する個人又は団体

（入会）

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- （1）高浜小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施

する事業に関係する者であること。

(2) 宗教活動に利用する者でないこと。

(3) 暴力団員又はその関係者でないこと。

(4) その他役員会、代表者会で認めた者

2 正会員又は協力会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を理事長に提出する。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 別に定める退会届（以下「退会届」という。）を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は協力会員である団体が解散したとき。

（退会）

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し承認されたときは、退会することもできる。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、代表者会の議決を経て除名することができる。

(1) 協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の趣旨目的に反する行為をしたとき。

(2) 公の秩序を乱す行為をしたとき。

(3) その他会員として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員に事前に通知するとともに、除名を議決する代表者会において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員等

（役員の種類及び定数）

第11条 協議会に次の役員を置く。

(1) 理事 40人以上70人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事の中から次の役職を設ける。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人以上2人以内

(3) 代表理事 12人以上30人以内

（選任等）

第12条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長及び代表理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 代表理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この規約の定め並びに総会、代表者会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。

5 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第15条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(顧問)

第16条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、理事会の推薦を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(事業グループ)

第17条 協議会に、第5条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。

2 正会員は、いずれかの事業グループに所属するものとする。又、事業遂行上必要があると認めるときは、複数の事業グループに所属することができる。

3 事業グループにグループリーダー、グループサブリーダーを置き、代表理事であるグループ員の中からグループ員の互選によって定める。

4 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第18条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、会計及びその他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、代表者会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する

ことができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決及び委任)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印する。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催及び招集)

第31条 理事会は、理事長が必要と認めた場合に開催する。

2 理事会は、理事長が招集する。

(1) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第2項第1号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名、押印する。

第7章 代表者会

(構成)

第36条 代表者会は、理事長、副理事長、代表理事、事務局長、会計及び事務局職員をもって構成する。

(権能)

第37条 代表者会は、次の事項について議決する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) その他事業グループ間の調整を要する事項

(会議)

第38条 代表者会は、理事長が必要と認めた場合に招集し、開催する。

2 代表者会の議長は、理事長がこれに当たる。

3 代表者会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 財産から生じる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第40条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び予算の追加更正)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予算議決後やむを得ない事由が生じたときは、追加予算を組むことができる。

3 前項を決するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第44条 この規約は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散及び残余財産の帰属)

第45条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を得るものとする。

3 解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第46条 この規約の施行について必要な細則は、代表者会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議会の設立の日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成23年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 協議会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、設立の日から平成22年3月31日までとする。

21年度 高浜まちづくり協議会 事業計画(案)

わがまちグループ

事業内容	今年目標	何を(What) (How)	どの団体が(Who)	いつ(When)	どこで(Where)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
クリーン・グリーン事業	子ども会とともに資源回収事業 子ども会とタイアップして資源回収を行う。 地域の交流、世代間の交流の充実を図る	子ども会が実施している資源回収にまち協が協力し、各団体へ協力を依頼して車や人手を出してもらおう。	子ども会・幼稚園PTAが主体	子ども会の資源回収日	各家庭から回収拠点へ搬入						実施計画作成	役割分担表の作成 お楽しみ会 お楽しみ会 お楽しみ会 お楽しみ会 お楽しみ会	〇会報で報告					
大山緑地“素敵”事業	大山緑地を校区の重点整備エリアと位置づけ、行政あいのめり、楽しく、ふれあいのポイントとなるよう子ザイン、照明・ベンチ、花や木、遊具などを整備するとともに、ふれあい事業を展開する。 大山緑地を散策するの楽しみ、また、散策者が公園のどこにあるかを表示した公園全体の案内板やマップを作成する。散策にも表示板をつけてわかりやすくする。	大山緑地を歩き、花木・道・構造物などを手エックして緑地案内看板を作成する。また、観光用として名所の表示板を作成する。 (ソーラ照明検査) ・表示板(炭素板・たぬき・その他意図があれば追加します)	わがまちグループが主体 ・町内会 ・子ども会 ・いきいきくらぶ	年間通じて	大山緑地	〇案内看板作成 〇案内看板・表示板イメーシ検討	〇案内看板・表示板本格検討	〇緑地内散策	〇案内看板・表示板本格検討	〇案内看板・表示板本格検討	〇案内看板作成 〇案内看板・表示板イメーシ検討	〇案内看板作成 〇案内看板・表示板イメーシ検討	〇案内看板作成 〇案内看板・表示板イメーシ検討	〇案内看板作成 〇案内看板・表示板イメーシ検討	〇案内看板・表示板本格検討	〇案内看板・表示板本格検討	〇案内看板・表示板本格検討	〇案内看板・表示板本格検討
大山緑地・桜まつり事業	千本桜ライトアップを行い、住民の憩い・世代間交流の場を創出するとともに、地域資源の再認識を図る。また、商店街はじめて、休日等を利用したイベントを実施し、地域外からの来客誘致もねらう。 (桜まつりが行われる4月は、各団体役員のかかり目時期であり、まち協が設立されて近年中にこの事業を行うことは難しい。現在春日町が行っているため、事業主体は今後春日町町内会で行う。)	春日町町内会による千本桜ライトアップ事業にあわせて要請により協力する。	春日町町内会	3月	大山緑地		3月29日(日) 14時大山公民館											〇実施
大山緑地・常夜灯研究事業	大山緑地内を明るく、安心して集える場所とするよう常夜灯の設置に向けた研究を行う。	ソーラー式常夜灯の企画・研究を行う。	わがまちG	年間通じて	大山緑地													〇実施

中期計画
地域の交流、世代間の交流の充実を図り、絆を深める。

大山緑地を起点とした高浜小学校区づくりを展開する。起る点となる大山緑地を観光・防犯・ふれあいの視点から検討する。

将来を踏まえ研究

21年度 高浜まちづくり協議会 事業計画(案)

あんしんグループ

事業内容	今年度の目標	何をどのように(What)(How)	どの団体が(Who)	いつ(When)	どこで(Where)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>防災力向上事業</p> <p>普段の生活の場である地域全体を舞台に、実践的な内容の「震災対応型防災訓練」を行うなど、災害発生に対して臨機応変に対応できる力を養いながら、住民同士の助け合い精神を育む。防災訓練等の事業活動を通し、災害の起こる前、起きた時、起こった後の対策について、情報共有を図り、災害時の迅速な対応につなげる。</p> <p>・実際の災害を想定した防災訓練を行う。</p> <p>災害がいつ来るかわからない災害に備え、平常時より要援護者支援のためのネットワークづくりやマニュアル等を整備し、それに即した形で訓練等を行う。</p> <p>防災啓発活動は、一年ごとを実施する。子供や地域の各団体など多くに住民が参加できるように訓練にする。</p> <p>①4町内会合同の防災訓練の実施 ②防災啓発活動(講演会、防災関連施設見学会など)の実施 ③災害時安否確認マニュアルの策定 ④災害時要援護者への支援ネットワークづくり ⑤緊急連絡体制の確立</p>	<p>防災啓発活動の実施および四町合同(まち協)防災訓練の実施のための体制作り</p>	<p>防災に関する講演会や施設見学を、まち協の委員に限らず多くの市民が参加できるように開催する。</p> <p>緊急連絡体制の確立のため、各町内会の緊急連絡体制を、まち協で利用できるものに整備する。</p> <p>AEDをプラザに整備する。</p>	<p>まち協より講師に講演を依頼</p> <p>各町内会</p> <p>まち協</p>	<p>11月～12月</p> <p>7月まで</p> <p>10月～11月</p>	<p>公民館等</p> <p>各町内会 市役所</p> <p>プラザ</p>	<p>○各町内会での緊急連絡体制の整備</p> <p>○まち協緊急連絡体制の整備</p> <p>○AEDの整備</p>											<p>○防災に関する講演会、施設見学の実施</p>
<p>防犯パトロール事業</p> <p>青色回転灯装着車によるパトロールや散歩パトロール、あいさつ・声かけをしなからまちを練り歩くなど、住民一人ひとりができる範囲で気軽に参加できるパトロール活動を実施する。</p> <p>・青パトによる防犯パトロールの実施 ・緊急パトロール体制の構築</p> <p>・「パトロール」と書かれた看板を地域住民に配布し、車や自転車につけてもらう。</p> <p>・防犯タスキを幼稚園の親に配布。(迎えるの際に使用してもらう)</p> <p>・町内会班長に防犯チョッキ・帽子を広報配布時や散歩のときに着てもらおう。</p> <p>・「こども110番の家」のほり旗を地域住民に配布する。</p>	<p>防犯パトロール体制の構築及び青パトによる防犯パトロールの実施</p>	<p>6月頃に開催される青パト講習会に多くの参加者を募り、パトロールに出られる人を増やす。</p> <p>青パトによるパトロール体制を整備し、パトロールを実施する。</p> <p>防犯の日に合わせ、通学路の交差点等で立ち番を行う。</p>	<p>まち協 町内会</p> <p>まち協 町内会</p> <p>まち協 町内会 こども会</p>	<p>5月下旬～6月上旬</p> <p>10月～</p> <p>10月以降</p>	<p>中央公民館</p> <p>高浜小学校区</p> <p>高浜小学校区 通学路等</p>	<p>○青パト講習会の実施</p> <p>○パトロールの実施時間 分担等の整備</p> <p>○青パト出発式 青パトによるパトロールの実施</p> <p>○まち協防犯チョッキ等購入 ○通学路等での立ち番の実施</p>											<p>※次年度以降に実施又は検討するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青パトによる防犯パトロールについて ・21年度の実施状況をみて、各町内会で実施しているパトロールとの兼合いを検討する。 ・防犯のほり旗の設置について ・防犯のほり旗の効果、他のまち協の状況を確認し設置が必要か検討する。

第4号議案 平成21年度高浜まちづくり協議会予算(案)について

平成21年度 高浜まちづくり協議会予算書(案)

平成21年5月30日から平成22年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
I 収入の部		
1 補助金等収入		
1) 補助金収入	5,234,000	高浜市から地域内分権推進事業交付金として
2 参加費収入		
1) 参加費収入	69,000	イベント・教室などの材料費等実費収入として
3 雑収入		
1) 受取利息	1,000	預金利息
収入合計	5,304,000	

科 目	予算額	備 考
II 支出の部		
1 事業費		
1) 絆深め合い事業 網引き大会の実施	106,000	消耗品、食糧費など
2) 地域の「茶の間」運営事業 プラザふれあい教室事業 講師の募集及び登録	113,000 5,000	健康づくり体操教室等講師謝礼、参加者募集チラシなど 消耗品
3) クリーン・グリーン事業 子どもと一緒に資源回収	125,000	車提供者ガソリン代、参加者募集チラシなど
4) 大山魅力アップ事業 案内看板等の設置	732,000	案内板・表示板作成費、看板等設置時ワークリー参加賞など
千本桜ライトアップ	100,000	まちづくり協議会PR用ちょうちん作成費(4個)
常夜灯調査研究	182,000	視察調査費、消耗品など
5) 防災力向上事業 講演会の実施	163,000	講師謝礼、消耗品など
緊急連絡体制の確立	0	予算措置なし
自動体外式除細動器(AED)の整備	464,000	AED(1台)、収納ボックスなど
6) 防犯パトロール事業 青色回転灯車両防犯パトロール	957,000	保険料、燃料費、防犯ベスト、従事団体謝礼など
児童の登下校時の安全見守り	60,000	従事団体謝礼
7) お知らせ事業 広報誌「きずな」の発行	55,000	仕分け委託料、消耗品
2 管理費		
1) 謝礼	770,000	事務職員謝礼など
2) 会議費	110,000	理事会、グループ会議等お茶代
3) 旅費交通費	9,000	名古屋市(5回)
4) 消耗品費	439,000	プリンタ、事務用品など
5) 通信運搬費	198,000	電話料金、切手代など
6) 手数料	106,000	コピー手数料、振込手数料など
7) 保険料	200,000	活動保険料
8) 備品購入費	210,000	パソコン(1台)
3 予備費	200,000	
支出合計	5,304,000	
当年度収支差額	0	

※ 科目間の流用は認める。

第5号議案 高浜まちづくり協議会役員（案）について

高浜まちづくり協議会役員（案）

（敬称略）

役職名	氏名	所属団体等	備考
理事長	神谷利信	大山公民館長	
副理事長	菱田倉三郎	稗田町町内会 19年度会長	わがまちグループ リーダー
副理事長	石川定次	春日町町内会 19年度会長	
代表理事	井上光弘	青木町町内会 21年度会長	
代表理事	横山道彦	沢渡町町内会 21年度会長	
代表理事	杉浦久喜	稗田町町内会 21年度会長	
代表理事	岩月安雄	青木町町内会 20年度会長	
代表理事	杉浦一	稗田町町内会 20年度会長	
代表理事	天野喜代次	春日町町内会 18年度会長	
代表理事	神谷利郎	稗田町町内会 18年度会長	
代表理事	坂倉澄夫	高浜小学校 校長	
代表理事	岩井雄輔	高浜小学校PTA 20・21年度会長	
代表理事	村松美由紀	高浜地区子ども会育成会 21年度会長	
代表理事	山田悦子	高浜地区子ども会育成会 20年度会長	
代表理事	神谷法子	高浜婦人会 21年度会長	
代表理事	柘植勲	春日いきいきクラブ 20・21年度会長	
代表理事	岩月和子	鬼みち案内人の会	
代表理事	森純一	沢渡町町内会 20年度会長	ぬくもりグループ リーダー
代表理事	神谷元嗣	高浜小学校PTA 19年度会長	ぬくもりグループ サブリーダー
代表理事	杉浦義美	沢渡会 20・21年度会長（民生委員）	わがまちグループ サブリーダー
代表理事	磯貝徳晶	春日町町内会 20年度会長	わがまちグループ サブリーダー
代表理事	野口健治郎	青木町町内会 18年度会長	あんしんグループ リーダー
代表理事	浅岡保夫	春日町町内会 21年度会長	あんしんグループ サブリーダー
監事	神谷晋	春日町町内会 16年度会長	
監事	加藤次徳	青木町町内会 17年度会長	

事務局	事務局長	鈴木清文	青木町町内会 19年度会長
	会計	神谷剛彦	沢渡町町内会 19年度会長

高浜まちづくり協議会 会員名簿(案)

理 事

No.	所属団体・役職等	氏 名	備 考
1	青木町町内会	21年度 会 長	井 上 光 弘
2		21年度 副会長	深 谷 高 司
3		20年度 会 長	岩 月 安 雄
4		19年度 会 長	鈴 木 清 文
5		18年度 会 長	野 口 健治郎
6	春日町町内会	21年度 会 長	浅 岡 保 夫
7		21年度 副会長	川 角 三 男
8		20年度 会 長	磯 貝 徳 晶
9		19年度 会 長	石 川 定 次
10		18年度 会 長	天 野 喜代次
11	沢渡町町内会	21年度 会 長	横 山 道 彦
12		21年度 副会長	井 野 代司彦
13		20年度 会 長	森 純 一
14		19年度 会 長	神 谷 剛 彦
15		18年度 会 長	伴 陽 司
16	稗田町町内会	21年度 会 長	杉 浦 久 喜
17		21年度 副会長	深 谷 豊
18		20年度 会 長	杉 浦 一
19		19年度 会 長	菱 田 倉三郎
20		18年度 会 長	神 谷 利 郎
21	大山公民館	館 長	神 谷 利 信
22	高浜小学校	校 長	坂 倉 澄 夫
23		教 頭	黒 野 盛 聖
24	高浜小学校PTA	20、21年度 会長	岩 井 雄 輔
25		21年度 副会長	神 谷 和 寿
26		19年度 会 長	神 谷 元 嗣
27	高浜中学校	校 長	星 野 芳 徳
28	南中学校	校 長	高 橋 正
29	高浜地区子ども 会育成会	21年度 会 長	村 松 美由紀
30		21年度 副会長	神 谷 小百合
31		20年度 会 長	山 田 悦 子

No.	所属団体・役職等		氏 名	備 考
32	あおき子ども会	21年度 会 長	谷 川 祐 子	
33		21年度 副会長	中 島 由起子	
34	かすが子ども会	21年度 会 長	吉 田 真砂子	
35		21年度 副会長	長 田 芳 恵	
36		20年度 会 長	杉 浦 真 弓	
37		20年度 副会長	内 藤 昌 美	
38	さわたり子ども会	21年度 会 長	内 藤 直 美	
39		21年度 会 計	山 口 栄 子	
40	ひえだ子ども会	21年度 会 長	水 上 美恵子	
41		21年度 会 計	眞 鍋 祐 子	
42	高浜幼稚園PTA	21年度 会 長	鳥 井 久 恵	
43		21年度 副会長	柳 澤 真 理	
44		20年度 会 長	北 川 奈保美	
45	中央保育園保護者の会	21年度 会 長	足 立 尚 史	
46		21年度 副会長	竹 内 可奈枝	
47	高浜婦人会	21年度 会 長	神 谷 法 子	
48		21年度 会 計	保 科 和 子	
49		20年度 会 長	都 築 靖 枝	
50	青木クラブ	21年度 会 長	鈴 木 弘	
51		20年度 会 長	上 井 善 美	
52	春日いきいきクラブ	20、21年度 会長	柘 植 勲	
53	沢渡会	20、21年度 会長(民生委員)	杉 浦 義 美	
54	稗田クラブ	21年度 会 長	森 三 弘	
55		20年度 会 長	板 倉 正 勝	
56	いきいきクラブ女性部	21年度 会 長	杉 浦 さち子	
57	消防団第一分団	21年度 分団長	伴 重 徳	
58		21年度 副分団長	山 本 達 哉	
59	鬼みち案内人の会		岩 月 和 子	
60	民生委員		高 橋 昌 子	
61	社会福祉協議会		山 本 恒 慈	

No.	所属団体・役職等		氏 名	備 考
1	春日町町内会	16年度会長	神 谷 晋	
2	青木町町内会	17年度会長	加 藤 次 徳	

正会員

No.	所属団体・役職等	氏 名	備 考
1	高浜小学校PTA 20年度 副会長	古 閑 隆	
2	あおき子ども会 20年度 副会長	森 下 美 鈴	
3	さわたり子ども会 20年度 会 長	藤 綱 眞由美	
4		20年度 会 計	清 水 とよみ
5	ひえだ子ども会 20年度 会 長	天 木 直 美	
6		20年度 会 計	伊 藤 初 美
7	高浜幼稚園PTA 20年度 副会長	川 口 法 代	
8	中央保育園保護者の会 20年度 書 記	神 谷 知 里	
9		20年度 会 計	天 木 久美子
10	高浜婦人会 20年度 書 記	山 本 芳 恵	
11		19年度 副会長	杉 浦 園 枝
12	青木クラブ 19年度 会 長	杉 浦 忠	
13	春日いきいきクラブ 19年度 会 長	山 本 義 己	
14	沢渡会 19年度 会 長	都 築 富 也	
15	稗田クラブ 19年度 会 長	渡 邊 公 太	
16	いきいきクラブ女性部 19年度 会 長	石 川 禮 子	
17	消防団第一分団 20年度 分団長	鈴 木 貴 雄	
18	民生委員	安 藤 典 子	

協力団体会員

No.	所属団体・役職等	氏 名	備 考
1	(社)高浜市 シルバー人材センター 高浜地区代表	野 口 清 生	

高浜市民憲章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

1. スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
1. 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
1. 仕事に誇りをもち、豊かなまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよい社会をつくります。
1. きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。